

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成30年 1月16日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

| NO. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|---|------|----|
| 1 | 2号機 | 換気空調系原子炉建屋給気排気ファン軸受温度指示検出スイッチにおいて、動作不良(指示部が移動しない)が認められたため、当該温度スイッチを点検・修理。 なお、デジタル表示にて確認可能であり、警報機能も正常であることから、軸受温度の監視に影響は無い。 | GⅢ | |
| 2 | 2号機 | 非常用ディーゼル発電設備(B)機関シリンダー廻りにおいて、油しみ(10箇所)が認められたため、当該箇所を点検・修理。 | GⅢ | |
| 3 | 4号機 | 屋外(原子炉建屋大物搬入口扉前)電話ボックスにおいて、支柱の腐食により折損が認められたため、当該電話ボックスを撤去。 なお、代替手段としてPHS及び所内通話装置があることから、撤去しても問題無い。 | 対象外 | |